特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
15	母子保健に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秦野市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

神奈川県秦野市長

公表日

令和7年1月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子保健手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出若しくは未熟児の訪問指導に関する事務であって主務省令で定めるもの。 （特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容） 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1　保健指導の実施 2　新生児の訪問指導の実施 3　健康診査の実施及び健康診査の受診勧奨 4　妊娠の届出の受理及び妊娠の届出に係る事実の確認 5　母子健康手帳の交付・再交付・交付台帳の整備 6　妊産婦の訪問指導 7　低体重児の届出の受理及びその届出に係る事実の確認 8　未熟児の訪問指導の実施 9　養育医療の給付に係る審査診査及び給付事務 10　妊娠届出書の受理（サービス検索・電子申請機能での受理を含む）
③システムの名称	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー・プラットフォーム サービス検索電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
1. 乳幼児健診業務データ

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表　第69項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表（第36項、第71項、第86項、第87項及び第112項）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども健康部　こども家庭支援課
②所属長の役職名	こども家庭支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	秦野市　総務部　文書法制課 〒257-8501　秦野市桜町1丁目3番2号 電話番号0463(82)5119

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	秦野市こども健康部こども家庭支援課（親子健康担当） 〒257-0054　秦野市緑町１６番３号 電話番号0463(82)9604
９．規則第９条第２項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[ ]接続しない（入手）　[ ]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業	**[○]人手を介在させる作業はない**	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［ ○ ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の所持者には、離籍時のログアウト徹底を呼び掛けている。また、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる職員、参照範囲が必要最低限となるよう、アクセス制限を設定している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	Ⅰ－１－②事務の概要	１　保健指導の実施 ２　新生児の訪問指導の実施 ３　健康診査の実施及び健康診査の受診勧奨 ４　妊娠の届出の受理及び妊娠の届出に係る事実の確認 ５　母子健康手帳の交付・再交付・交付台帳の整備 ６　妊産婦の訪問指導 ７　低体重児の届出の受理及びその届出に係る事実の確認 ８　未熟児の訪問指導の実施 ９　養育医療の給付に係る審査診査及び給付事務	１　保健指導の実施 ２　新生児の訪問指導の実施 ３　健康診査の実施及び健康診査の受診勧奨 ４　妊娠の届出の受理及び妊娠の届出に係る事実の確認 ５　母子健康手帳の交付・再交付・交付台帳の整備 ６　妊産婦の訪問指導 ７　低体重児の届出の受理及びその届出に係る事実の確認 ８　未熟児の訪問指導の実施 ９　養育医療の給付に係る審査診査及び給付事務 １０　妊娠届出書の受理（サービス検索・電子申	事後	
平成29年7月14日	Ⅰ－１－③システムの名称	乳幼児健診業務	乳幼児健診業務 団体内統合宛名システム 中間サーバー・プラットフォーム	事後	
令和2年10月22日	Ⅰ－５－①－部署	こども健康部　健康づくり課	こども健康部　こども家庭支援課	事後	
令和2年10月22日	Ⅰ－５－②－所属長の役職名	青木　裕一	こども家庭支援課長	事後	
令和2年10月22日	Ⅰ－７－請求先	秦野市役所　政策部　文書法制課	秦野市　総務部　文書法制課	事後	
令和2年10月22日	Ⅰ－８－連絡先	〒257-8501　秦野市桜町1丁目3番2号 秦野市役所　こども健康部　健康づくり課　成人健康担当 電話番号0463－82－9603	秦野市こども健康部こども家庭支援課（親子健康担当） 〒257-0054　秦野市緑町16番3号 電話番号0463(82)9604	事後	
令和2年10月22日	Ⅱ－１－いつ時点の計数か	平成27年8月31時点	令和2年10月12日時点	事後	
令和2年10月22日	Ⅱ－２－いつ時点の計数か	平成27年8月31時点	令和2年10月12日時点	事後	
令和3年12月24日	Ⅰ－１－③システムの名称	乳幼児健診業務 団体内統合宛名システム 中間サーバー・プラットフォーム サービス検索電子申請機能	健康管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー・プラットフォーム サービス検索電子申請機能	事後	
令和3年12月24日	Ⅰ－３－法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1（第49項）	番号法第9条第1項　別表第1（第69項）	事後	
令和3年12月24日	Ⅰ－４－②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第2（第56項の2項）	番号法第19条第8号　別表第2（第36項、第71項、第86項、第87項及び第112項）	事後	
令和3年12月24日	Ⅱ－１－いつ時点の計数か	令和2年10月12日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和3年12月24日	Ⅱ－２－いつ時点の計数か	令和2年10月12日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和7年1月31日	Ⅱ－１－いつ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和7年1月31日	Ⅱ－２－いつ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	
令和7年1月31日	Ⅳ－８－人手を介在させる作業	（追加）		事後	
令和7年1月31日	Ⅳ－１１－もっとも優先度が高いと考えられる対策	（追加）		事後	